

貸付希望日(送金日)										※		総括者		再 鑑		審 査										
年 月 20 日																										
※ 貸付決定番号 第 号										所属所コード 注意(2)		所 属 所 名														
一般・特別・教育・災害 医療・結婚・葬祭 (いずれかを○で囲む)										職員コード 注意(2)		氏 名 (カタカナ)														
申 込 金 額 (決 定 金 額)										金	百万	十万	万	千	百	十	円	内	毎 月 償 還 分	百万	十万	万	千	百	十	円
													0	0	0	0	0	記	ボ ー ナ ス 償 還 分							
希望する 償還回数		毎 月 償 還		回						※1回当たり の償還額		毎 月 償 還		円												
		ボ ー ナ ス 償 還		回								ボ ー ナ ス 償 還		円												
組合員資格取得年月日				年 月 日				貸付区分(○で囲む)				新 規 ・ 借 替														
給 料 月 額 (教職調整額・調整額を含む)				職 級 号給 円				※ 借 替		種別及び番号																
										送 金 額																
給料月額 $\frac{3}{10}$ (円位未満切捨)				円				貸付種別		毎 月 償 還		ボ ー ナ ス 償 還														
給料月額 $\frac{6}{10}$ (円位未満切捨)				円				※		円		円														
申 込 事 由				(具体的に記入してください)				借受中の貸付金		円		円														
										円		円														
										円		円														
										円		円														
								合 計		円		円														
対 象 者 氏 名 (一般・特別貸付は記入不要)				続柄()				入学又は修業する学校名 (教育貸付の場合のみ記入)																		
団体信用生命保険 (教育貸付の場合のみ○で囲む)										適 用 (申 込 書 添 付) ・ 非 適 用																
受 取 金 融 機 関 (申 込 人 名 義 の も の)		名 称		銀 行 信用金庫				支店		口座番号(普通預金)																
		コード																								
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。																										
年 月 日																										
公立学校共済組合兵庫支部長 様																										
〒 TEL () -																										
現住所																										
職 名																										
氏 名 ㊞																										
生年月日 昭和・平成 年 月 日 (満 才)																										
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。																										
年 月 日																										
TEL () - 所 属 所 名 ㊞																										
所 属 所 長 名																										
☆在籍校と勤務先が異なる場合は、連絡先を記入してください。 勤務先名 TEL () -																										

注意 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 所属所コード及び職員コード欄の記入は、次のことに注意してください。
県 費 負 担 職 員……………できるだけゴム印を使用
姫路市費負担職員……………姫路市の職員コードを記入
その他の市町費職員……………公立学校共済組合員証番号を記入

貸付種別及び必要書類等

「給料月額がわかる書類」、別紙「貸付事業における個人情報に関する同意書」、「借入状況等申告書」は、どの貸付を申し込む場合でも必要です。

貸付種別	申 込 事 由	必 要 書 類	申 込 期 限	貸付限度額	償還回数
一般	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費、借金の返済等は該当しません。	貸付金額が100万円未満の場合→不要 貸付金額が100万円以上の場合 ①必要金額が確認できる書類 ・注文書、契約書、請書、請求書、領収書等のいずれかの写し ※注文書で注文先の受付印がない場合、若しくは見積書の場合は注文先の従業員による注文を受けた旨の加筆、押印が必要となります。 ※借替の場合、必要書類の要、不要基準金額は送金額とします。	・資金の必要な時期 ・支払済の場合、支払日から概ね1か月以内 ※2年間は借替できません。	200万円	120回以内
特別	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	一般貸付と同じ	・一般貸付と同じ	給与月額× 3/10×残任 期月数 (限度額は 200万円)	残任期月数の 回数
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学する場合	①入学又は修学の事実を証明できる書類 ・合格証明書、入学証明、在学証明書等 ・外国の教育機関に入学(修学又は受講)の場合課程の修学年限が3か月以上であり、かつ、正規の教育課程の修学年限が1年以上であることが証明できる書類(様式集) ②必要額及び納付期限が確認できる書類(1年以内に必要費用) ・学校へ納入する費用(入学金、授業料、その他諸経費)がわかる、振込書、領収書、パンフレット等の写し ③対象者が被扶養者でない場合は、続柄のわかる書類 ・住民票、戸籍謄本等	・合格証明の日から入学まで ・在学証明の日から3か月以内 ・支払済の場合、支払日から概ね1か月以内	550万円	250回以内以上
災害	組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害を受けた場合	①公的機関が発行した「り災証明書」	・り災の日から3か月以内	200万円	120回以内
医療	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受ける場合	①医療費を要する事実を証明することのできる書類 ・診断書等の写し ②対象者が被扶養者でない場合は、続柄のわかる書類 ・住民票、戸籍謄本等	・証明の日から3か月以内	200万円	110回以内
結婚	組合員又はその子が結婚する場合	①結婚することを証明することのできる書類 ・結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等、入籍後の場合は戸籍抄本等 ②必要額が確認できる書類 ・契約書、請書、請求書、領収書等の写し ③対象者が被扶養者でない場合は、続柄のわかる書類 ・住民票、戸籍謄本等	・証明の日から挙式日まで(挙式日の前6か月以内) ・支払済の場合、支払日から概ね1か月以内	200万円	120回以内
葬祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭(葬儀、死亡日から2か月以内に行われる服喪及び追悼のための行事)、死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立(これらとともに行われる祭祀を含む)	①葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類(被扶養者は除く) ・死亡診断書(写)、住民票、除籍謄本等 ②葬儀又は法事等を事由に貸付を申し込む場合 ・会葬のはがき、住職の証明等 墓地の取得等を事由に貸付を申し込む場合、購入日を確認できる書類 ・契約書等(写し) ③必要額が確認できる書類。ただし、②の書類で確認できる場合は不要 ・契約書、請書、請求書、領収書のいずれかの写し	・葬祭又は法事等から1か月以内 ・墓地の取得等の購入日前 ・支払済の場合、支払日から概ね1か月以内	200万円	120回以内

(1) 貸付可能額は、上記貸付種類ごとに、限度額の範囲内で必要額(10万円単位)です。

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの貸付残高の合計額(総額規制対象貸付け)は700万円が限度額となります。

(2) 借替について

既に貸付を受けている方が、同じ種類の貸付を申し込む場合、申込金額から残っている未償還元金(償還猶予金があるときはその残金と経過利息(ボーナス併用償還の方のみ))を差し引いた金額を送金します。

借替え申込は、随時。ただし、一般貸付けは、直近の貸付時から2年を経過しなければ借替えができません。

例えば、平成29年9月に一般貸付けを受けて現在償還中の方は、平成31年9月以降借替えができます。

借入状況等申告書

公立学校共済組合兵庫支部長 様

年 月 日

申 込 人	所 属 所 名	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	(印)

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

〈当共済組合の借入状況〉

(単位：円)

貸 付 種 別	区 分	1 回当たり償還額 (毎 月 償 還)	1 回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1 回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の 1 回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付けのうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている 1 回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。

詳しくは支部に確認してください。

(次頁につづく)

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

〈申込人の給料月額〉

(D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

〈償還限度額の算出〉

(A) × 12	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報情報を右記「貸付事業における個人情報情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	年 月 日

公立学校共済組合兵庫支部長 様

年 月 日

同意者

所属所名	(TEL)		
借 現住所	〒		
受 職名	フリガナ	(TEL)	
人 氏名	印		

※必ず本人が署名・捺印してください。
※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

本同意書は、署名、捺印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込みを受付することができません。

貸付事業における個人情報情報の取扱いについて

- 1 個人情報情報の利用目的
公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
- 貸付けの審査・決定
 - 貸付金の償還管理
 - 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
 - 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
 - 2に掲げる業務の実施
 - その他貸付事業の適切かつ円滑な実施
- 2 個人情報情報の第三者提供
公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

- ＜提供時期＞
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
- ＜提供先＞
金融機関
- ＜提供先における個人情報情報の利用目的＞
貸付金を借受人の口座へ送金するため
- ＜提供される個人情報情報の内容＞
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
- ＜提供の手段又は方法＞
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

- ＜提供時期＞
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
- ＜提供先＞
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
- ＜提供先における個人情報情報の利用目的＞
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
- ＜提供される個人情報情報の内容＞
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
- ＜提供の手段又は方法＞
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(裏面につづく)

(3) 貸付保険関連

- <提供時期>
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療費貸付け及び出産貸付けを除く）
- <提供先>
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（共同取扱会社を含む）
- <提供先における個人情報利用目的>
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
- <提供される個人情報内容>
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
- <提供の手段又は方法>
帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱について
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sjnk.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

- <提供時期>
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- 保険金請求時又は事前照会時
- その他生命保険会社が必要と認める時期
- <提供先>
明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）
- <提供先における個人情報利用目的>
団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
- <提供される個人情報内容>
○「団体制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時又は事前照会時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

- その他団体信用制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
- <提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱について
この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasudaco.jp/>）をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

- <提供時期>
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- その他損害保険会社が必要と認める時期
- <提供先>
明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）
- <提供先における個人情報利用目的>
債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
- <提供される個人情報内容>
○「団体制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団体信用制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
- <提供の手段又は方法>
電磁的記録媒体又は帳票を交付
- ※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。
- ※共同取扱について
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
- ※明治安田損害保険株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasudaco.jp/>）をご参照ください。

その他
3 公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/>）をご覧ください。

※貸付決定番号 第 号

一般・特別・教育・災害
医療・結婚・葬祭

貸付借用証書

(いずれかを○で囲む)

金	百万	十万	万	千	百	十	円

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※ 年 月 日

公立学校共済組合兵庫支部長 様

借受人 注意(2)	所属所名		
	〒		
	現住所		
	職 名	フリガナ	
		氏 名	印

注意(1) ※印の欄は、記入しないでください。

注意(2) 借受人が自書してください。

注意(3) 申込書と同一の印鑑を押印してください。